

監査報告書

令和7年5月29日

学校法人大谷学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人大谷学園

監事 今 井 慶 子

監事 野 末 勝 宏



私たち監事は、私立学校法第37条第3項（令和5年5月8日施行）に基づいて、学校法人大谷学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録）、業務及び財産の状況、並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査に当たり、理事会、評議員会及びその他重要な会議に出席するほか、理事などから業務の執行状況について報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人大谷学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、上記計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、理事の業務執行は適切であり、また、学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

なお、監事としては、学園の存続と経営安定に向けて、各設置校において十分な数の入学・入園者数を確保すること、並びに、役員及び教職員が一丸となって強力な経営改革を断行することを、強く求めます。

以上